

健康長寿とちぎづくり表彰実施要領

(表彰の目的)

第1条 この表彰は、事業所・団体における「健康長寿とちぎづくり」の推進に関する優れた取組を表彰し、広く周知することで、多様な主体における取組の発展や新たな取組の参考にしていただき、健康長寿とちぎづくり県民運動のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第2条 健康長寿とちぎづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）の会員及び会員が推薦する者のうち、優れた「健康長寿とちぎづくり」の取組を行っている事業所、企業及び団体（以下「事業所等」という。）を表彰の対象とする。

(表彰実施者)

第3条 表彰は、県民会議会長が行う。

(表彰の区分・該当事業所等数)

第4条 表彰の区分及び該当事業所等数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康経営部門 最優秀賞1事業所等、優秀賞1～3事業所等程度
- (2) 健康応援部門 最優秀賞1事業所等、優秀賞1～3事業所等程度

(選考と決定)

第5条 表彰を受ける事業所等は、次に掲げる選考を経て、県民会議会長が決定する。

- (1) 一次審査

(健康経営部門)

別に定める

(健康応援部門)

県民会議会員が提出する実績報告書又は推薦書を基に、必要に応じて現地調査や関係機関からの意見聴取を行った上で、県民会議事務局において別に定める表彰基準に基づき表彰候補事業所等を選定

- (2) 二次審査

健康長寿とちぎづくり表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会において一次審査で選定された表彰候補事業所等を対象に別に定める表彰基準に基づき表彰審査を実施

- 2 選考委員会の委員は5名以内とし、委員は、県民会議幹事及び栃木県保健福祉部職員から県民会議会長が指名する。

(推薦の手続)

第6条 県民会議会員による推薦の手続について必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 この要領に関する事務は、栃木県保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31(2019)年4月26日から施行する。